

慶應義塾大学入学合格者認定試験問題（法務研究科）

2022年3月4日（金）9:00 施行			
科目名	商法		
試験時間（正味） 40分	ペン書き指定 黒のみ	持込	判例、書込、解説なし六法のみ可

以下の問（1）～問（8）に答えなさい。適用条文または根拠条文がある場合は、それも挙げること。また、見解の対立がある場合には、最高裁判例があればその見解に拠ること。（問（1）～問（8）の配点はすべて同一である。）

- (1) 株券発行会社の株式については、どのような方法で譲渡すれば、譲渡当事者間で効力を生じるか。
- (2) 甲株式会社は、定時株主総会において、一株当たり100円の剰余金配当をする旨を決議した（以下「本件株主総会決議」という）。ただし、本件株主総会決議の際に、株主Aがなぜ一株当たり100円という金額にしたのかを教えて欲しいという旨の質問をしたところ、甲社の取締役は、「いろいろなことを考慮した結果です。」とだけ回答した。本件株主総会決議の効力について、どのように解されるか。
- (3) 取締役会設置会社である甲株式会社には、A、BおよびCの3名の取締役があり、そのうちCは、全く会社経営に関与していない名目だけの取締役である。甲社では、AおよびBにだけ招集通知を発し、Cには招集通知を発しないまま、取締役会が開催され決議が行われた（以下「本件取締役会決議」という）。本件取締役会決議の効力について、どのように解されるか。
- (4) 取締役会設置会社である甲株式会社は、関東一円で自転車及び自動二輪車の販売業を営んでいる。甲社の取締役Aは、甲社の取締役会の承認を得ずに、個人商人として東京都港区で自動二輪車販売店を開いて営業を行い、1000万円の利益を得た。Aは、甲社に対してどのような責任を負うか。

- (5) Xは、甲株式会社の少数株主Aから、甲社株式（以下「本件株式」という）を譲り受けた上で、法定の手続にしたがい名義書換を請求したが、甲社の事務担当者は対応を失念して、そのまま放置していた。その1ヶ月後、甲社が株主総会を開催することを知ったXは、名義書換未了のまま株主総会に出席して、本件株式について議決権を行使しようとした。しかし、甲社はXが株主名簿上の株主でないことを理由にXの株主総会への出席を拒んだ上で、株主名簿上の株主Aに株主総会の出席を認めて、本件株式に係る議決権を行使させた。甲社の対応は適法であるといえるか。
- (6) 株式会社の取締役の経営判断の誤りが善管注意義務違反になるか否かは、どのような基準によって判断されるか。
- (7) 公開会社でない会社である甲株式会社が、公正な払込金額で、株主割当て以外の方法で募集株式の発行等をする場合は、どのような手続で募集事項を決定すべきか。また、その手続を欠いた場合、そのことは募集株式の発行等の無効原因に当たるか。なお、会社法200条が定める手続（募集事項の決定の委任）には言及しなくてよい。
- (8) 甲株式会社が事業譲渡をするに当たり、甲社の株主総会決議が必要になるのは、どのような場合か。また、株主総会決議が必要なのに、それを経ずに事業譲渡がされた場合において、そのことにつき譲受会社が善意・無重過失であるとき、当該事業譲渡の効力について、どのように解されるか。

以上